

2008年4月10日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

所管する情報処理システムの運用管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年3月28日付けで諮問（第319号）された所管する情報処理システムの運用管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びに目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

藤沢市では、消防指令システム、被害状況把握システム、防災GIS並びに市内統合型GISで利用する背景図（以下「住宅地図」という。）を藤沢市総合防災センター事業により構築し、また毎年更新を行っている。

しかし、地形や建物の有無、形状等については、市販の住宅地図を更新資料として利用しているため、情報が古く、現状との差異が大きくなっている。

そこで、住宅地図の利用目的上、現状との差異が小さく精度の高い地図が必要であることから、更新資料として資産税課が作成している航空写真を利用するものである。

以上のとおり、他課で管理する航空写真を利用することから、条例第10条第4項及び第5項の本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、並びに条例第12条第4項及び第5項の目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について諮問するものです。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、また撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、資産の有効活用と経費削減のため資産税課の作成する航空写真を、毎年継続的に利用するものである。

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるため、本人通知に伴う事務量が膨大なものとなり、本来業務に支障が生じるため本人通知を省略するが、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(4) 対象個人情報

ア 記録名称 航空写真

イ 記録媒体 容量に応じてDVD-ROMまたはHDD

(5) 情報の利用方法

航空写真の利用方法は閲覧のみである。航空写真と現況の「共通地図」を目視で比較して、地形の変更や建物の追加、削除を行う。

(6) 情報の管理

航空写真の利用にあたっては「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。また、本事務の実施にあたっては専門業

者に委託する必要があることから、委託の実施にあたっては条例第16条、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第13条の規定を遵守し、契約書等に個人情報データ等の取扱に関する具体的な規定を盛り込む等必要な措置を実施する。

なお、記録媒体については利用終了後速やかに資産税課に返却する。

(7) 提出資料

- ア 住宅地図更新業務の流れ
- イ 藤沢市GIS体系イメージ図
- ウ 広報ふじさわ原稿
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、また撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、資産の有効活用と経費削減のため資産税課の作成する航空写真を毎年継続的に利用するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるため、扱われる個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じて周知を図ることとしている。

以 上